

# 住宅用省エネルギー設備設置に補助をしています

## 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

成田市では地球温暖化の防止等環境の保全と電力の強靱化を目的として、省エネルギー設備を設置した市民に予算の範囲内において補助を実施しています。

### 補助対象設備及び補助額（令和4年度）



#### 太陽光発電システム

- ・住宅の屋根等に設置する太陽電池を用いて太陽の光を電力に変換する仕組みであり、余った電力を電気事業者へ供給することができる仕組みのもの。
- ・補助金額：上限9万円（1kWあたり2万円）



#### 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

- ・都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるもの。
- ・補助金額 停電時自立運転機能あり：上限10万円 停電時自立運転機能なし：上限8万円



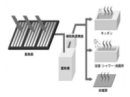
#### 定置用リチウムイオン蓄電池

- ・再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。
- ・補助金額：上限10万円



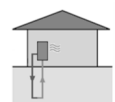
#### 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）機器

- ・家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るための機器。
- ・補助金額：上限1万円



#### 太陽熱利用システム（強制循環型に限る）

- ・太陽の熱を集め、水や空気を効率よく温めて給湯や暖房に利用することができるシステム。
- ・補助金額：上限5万円



#### 地中熱利用システム

- ・年間を通じて温度が一定の地中の熱を利用して効率よく空調等を行うシステム。
- ・補助金額：上限10万円

#### 断熱窓



- ・住宅における熱の流入を抑制する効果のある断熱性能が高い窓が対象。  
（国の補助事業の対象機器である要件あり）
- ・既存住宅の窓を改修し、一の居室を単位として、外気に接する全ての窓を断熱窓とすること。
- ・補助金額：補助対象経費の4分の1（上限8万円）

#### 電気自動車（EV）



- ・電池によって駆動する自動車。（PHV・PHEV・HV・FCVを除く）
- 自動車検査証の燃料の種類が「電気」のみで、国の補助事業の対象のもの。  
（自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」に限る）
- ・補助金額 自宅に太陽光発電システムがある人：上限10万円（同時設置も含む）  
自宅に太陽光発電システムとV2Hがある人：上限15万円（同時設置も含む）



#### V2H充放電設備

- ・電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる設備で、国の補助事業の対象のもの。  
（太陽光発電システムとEVの併設要件あり）
- ・補助金額：補助対象経費の10分の1（上限25万円）

## 補助対象者

自分が住む市内の住宅(店舗等と併用可)に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置した方、または未使用品の住宅用省エネルギー設備(断熱窓・電気自動車を除く)が設置された市内の住宅を購入(新築を含む)した方で次のいずれにも当てはまる方

- ・上記住宅の所在地に住民登録していること
- ・市税を滞納していないこと
- ・住宅を自分が所有していない場合(賃貸、他の家族名義など)は、所有者の設置の承諾を受けていること(電気自動車を除く)
- ・工事請負契約又は住宅の売買契約を締結して設置を完了してから2年以内であること  
ただし、電気自動車については、申請する年度内に購入契約をし、その年度の3月10日までに納車されていること(残価設定ローンによる購入でないこと)
- また、V2H充放電設備については、申請する年度内に工事を実施し、その年度の3月10日までに設置を完了していること
- ・太陽光発電システムについては、電気事業者と余剰売電の契約を締結していること
- ・太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池については、「みんなのおうちに太陽光」(千葉県が実施する千葉県太陽光発電設備等共同購入支援事業)により設置したものでないこと
- ・断熱窓は令和3年4月1日以降に着手した工事が対象

## 申請について

- ・申請書類受付期間：電気自動車及びV2H充放電設備は令和5年3月10日まで。  
それ以外は令和5年3月31日まで。(ただし、設備を設置した日又は設備が設置された住宅を購入した日の翌日から2年以内。)
- ・対象設備の設置後に成田市へ補助金の申請をしていただきます。
- ・国等に補助金を申請している場合も、別途、市に補助金を申請できます。

## 提出・お問い合わせ先

成田市花崎町760番地 成田市役所 5階 環境部環境計画課

電話：0476-20-1533 ファックス：0476-22-4449

Eメール：kankei@city.narita.chiba.jp

詳しくは↓

ホームページ：https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page111200.html

ホームページ ⇒

